

令和6年4月1日

## 「レークサイド土師居宅介護支援事業所」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(広島県指定 第3473600066号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### ☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、公正・中立に次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定結果がまだ出ていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	6
7. 事故発生時、緊急時における対応方法	6
8. 感染症や非常災害発生における対応方法	7
9. 運営に関する重要事項	7
10. 苦情の受付、解決の手順	8
11. 虐待の防止及び身体的拘束を行う場合の内容・同意に関する事項	9
12. ハラスメントの防止に関する事項	12
13. 個人情報使用に係る同意について	12

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 寿老園老人ホーム
- (2) 法人所在地 広島県広島市東区山根町38番23号
- (3) 電話番号 082-263-3841
- (4) 代表者氏名 理事長 武村 英典
- (5) 設立年月 昭和29年5月10日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所

- (2) 事業の目的

社会福祉法人寿老園老人ホームが開設するレークサイド土師居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう、ケアマネジメントすることを目的とします。

- (3) 事業所の名称 レークサイド土師居宅介護支援事業所 平成12年4月1日指定  
広島県3473600066号

- (4) 事業所の所在地 安芸高田市八千代町土師12251番地1

- (5) 電話番号 0826-52-3833

- (6) 事業所長（管理者）氏名 石川 真美江

- (7) 当事業所の運営方針

- ①事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の自宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。
- ②事業の実施に当たっては、利用者の意見及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。また、市町、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めるものとする。

- (8) 開設年月 平成11年10月1日

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の実業の実施地域

安芸高田市八千代町、吉田町長屋・上入江・下入江・桂・高野

## (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日 年末年始6日間(12月29日～1月3日)、盆2日間(8月14日・15日)は休み。 ※電話等により、24時間常時連絡が可能な体制
受付時間	月～金 8:50～17:30 土 8:50～12:40
サービス提供時間帯	月～金 8:50～17:30 土 8:50～12:40

## 4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	勤務の内容	常勤	非常勤	指定基準
1. 事業所長(管理者)	事業所の従業者・業務の管理	1名		1名
2. 介護支援専門員	指定居宅介護支援の提供	4名		3名

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

### (1) サービスの内容と利用料金(契約書第3～7条、第10条参照) \*

#### 〈サービスの内容〉

##### ①居宅サービス計画の作成

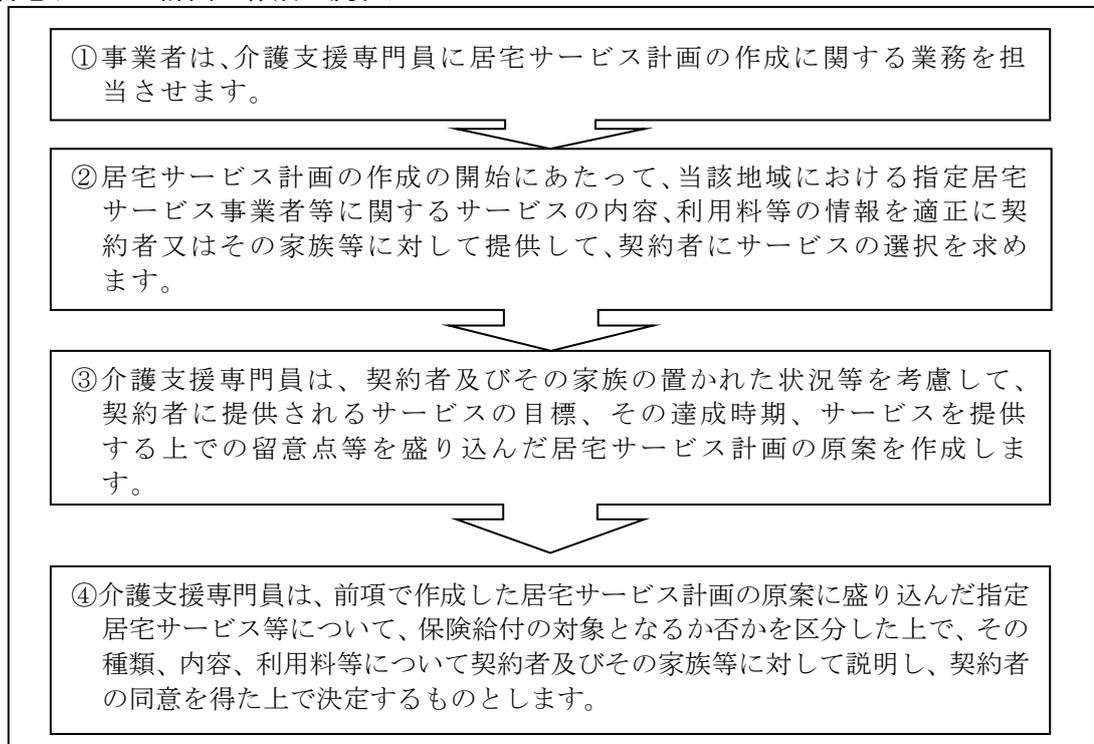
ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

##### ②居宅サービス提供の開始に際して

- ・ご契約者は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。
- ・ご契約者は、サービス事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。

- ・ご契約者は、当事業所が作成するケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の割合の説明を求めることが出来ます。

#### <居宅サービス計画の作成の流れ>



#### ③居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

#### ④居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

#### ⑤医療機関との連携

- ・ご契約者が入院された場合において、入院先医療機関との連携を強化するために、担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に伝えて下さい。また、事業所担当ケアマネジャーからは、医療機関が求めるご利用者の病歴や在宅での様子、緊急連絡先等を情報提供させていただきます。

- ・ご契約者が医療系サービスの利用を希望される場合は、ご利用者の同意を得て、医師等に意見を求めさせていただきます。その際、意見を求めた医師等に対してケアプランを交付します。
- ・事業者は、サービス事業者から伝達されたご利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握したご利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師等に必要な情報伝達を行います。

## ⑥介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

### <サービス利用料金>

#### (1) 利用料金

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額を一旦お支払い下さい。

	要介護1, 2	要介護3, 4, 5
基本料金	12,490円	16,230円

初回加算	3,000円
入院時情報連携加算 I	2,500円
入院時情報連携加算 II	2,000円
退院・退所加算 (I) イ	4,500円
退院・退所加算 (I) ロ	6,000円
退院・退所加算 (II) イ	6,000円
退院・退所加算 (II) ロ	7,500円
退院・退所加算 (III)	9,000円
通院時情報連携加算	500円
特定事業所加算 (I)	5,190円
特定事業所加算 (II)	4,210円
特定事業所加算 (III)	3,230円
特定事業所加算 (A)	1,140円
特定事業所医療介護連携加算	1,250円

緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円

を上記金額に加算します。

## (2) 交通費（契約書第10条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。（1km当たり20円）

## (3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)の但し書きなどの理由によりご契約者の都合により料金・費用が法定代理受領できなかった場合は、1か月ごとに計算しご請求いたしますので、翌月15日までに現金でお支払いください。

前記(2)の交通費は、サービス利用終了時に、その都度現金でお支払い下さい。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

### (2) 介護支援専門員の交替（契約書第9条参照）

#### ①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

#### ②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

## 7. 事故発生時、緊急時における対応方法

(1) 当事業所の介護支援専門員は、ご契約者に対する指定居宅介護支援サービスにより、事故または体調の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告いたします。また、ご家族に対し状況を正確に報告することとします。（緊急時又は連絡が取れなかった場合は、事後の報告になる場合があります。）また、状況に応じ通院（受診）等が必要と思われる場合は、通院（受診）介助等の措置を講ずることといたします。

- (2) 事故が生じた場合は、その内容を保険者（市町村）に報告します。
- (3) 事業所は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- (4) 事業所は、ご契約者に対する指定居宅介護支援サービスにより損害すべき事故が生じた場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 8. 感染症や非常災害発生における対応方法

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、早期の業務再開を図るための計画を作成し見直しを行います。
- (2) 介護支援専門員に対し必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね半年に1回開催します。

## 9. 運営に関する重要事項

- (1) 内容及び手順の説明及び契約の締結等
  - ①事業所は、あらかじめご利用申込者又はそのご家族に対し次に掲げる事項を記載した文書を交付して説明を行い、指定居宅介護支援サービス提供に関する契約を文書により締結することとします。
    - ア 運営規程の概要
    - イ 従業者の勤務の体制
  - ②事業所は、前号の契約においてご契約者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めないこととします。
- (2) 従業者の勤務体制の確保等
  - ①事業所は、ご契約者に対し適切な指定居宅介護支援サービスが提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくこととします。
  - ②事業所は、前号の従業者の勤務体制を定めるにあたっては、ご契約者が安心して利用できるよう配慮することとします。
- (3) 従業者の資質向上、研修等
  - ①事業所は、従業者の資質向上を図るため、次のような研修機会を設けるものとします。
    - ア 採用時研修 採用後1ヶ月以内
    - イ 継続研修 年2回以上
    - ウ その他の研修
- (4) 秘密保持等
  - ①事業所の従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得たご契約者又はそのご家族の秘密を漏らさないこととします。
  - ②事業者は、従業者であった者が正当な理由なく、その業務上知り得たご契約者又は

そのご家族等の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずることとします。

- ③事業所は、サービス担当者会議等においてご契約者の個人情報を用いる場合は、ご契約者の同意をそのご家族の個人情報を用いる場合は、当該ご家族の同意をあらかじめ文書により得ておくこととします。

(5) 提示・広告

①事業所は、見やすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務体制その他ご利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示(閲覧できるように設置)することとします。

②事業所は、事業所について広告する場合には、その内容が虚偽又は誇大なものとしなないこととします。

(6) その他

①当事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人寿老園老人ホームと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとしします。

## 10. 苦情の受付、解決の手順（契約書第19条参照）

- (1) 当事業所では、その実施した指定居宅介護支援サービスに関するご契約者及びその家族等からの苦情に関して迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置することとします。

①苦情受付担当者 管理者 石川 真美江

②苦情受付時間 月曜日～金曜日 8：50～17：30  
土曜日 8：50～12：40

③苦情受付番号 0826-52-3833 FAX0826-52-2154

④苦情受付ボックス 本館1階事務所前カウンターに設置

- (2) 当事業所は、ご契約者及びその家族等から苦情が生じた場合、社会福祉法人寿老園老人ホーム苦情解決規定に基づき、円滑、円満な苦情解決を図るものとしします。

①苦情受付体制

ア 苦情解決責任者 特別養護老人ホームレークサイド土師 施設長 大田 敏春

イ 苦情受付担当者 レークサイド土師居宅介護支援事業所 管理者 石川真美江

ウ 第三者委員 社会福祉法人寿老園老人ホーム 監事 向井 正行

社会福祉法人寿老園老人ホーム 評議員選任・解任委員

藤本 立身

電話や書面で随時苦情受付担当者が受け付けており、受け付けた苦情は苦情解決責任者と、第三者委員に報告します。報告を受けた責任者、委員は苦情の内容を確認し、報告を受けた旨を申し出人に通知します。苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意をもって話し合いを行い解決に努めます。

## ②苦情解決の手順

- ア 電話や書面で随時苦情受付担当者が受け付けており、受け付けた苦情は、苦情解決責任者及び第三者委員に報告します。
  - イ 報告を受けた苦情解決責任者は、苦情の内容を確認し報告を受けた旨を申出人に通知します。
  - ウ 苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合いを行い、円滑な解決に努めます。
  - エ 第三者委員は、苦情解決に当たり助言、解決案の調整を行います。
- (3) 事業所は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等の記録を行います。
- (4) 事業所で解決できない苦情は、広島県社会福祉協議会に設置されている広島県福祉サービス運営適正化委員会の窓口を紹介することとします。
- (5) 行政機関、その他苦情受付機関

広島県国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 F A X	広島市中区東白島町 19 番 49 号 国保会館 0 8 2 - 5 5 4 - 0 7 8 3 0 8 2 - 5 1 1 - 9 1 2 6
安芸高田市 (福祉保健部保険医療課介護保険係)	所在地 電話番号 F A X	安芸高田市吉田町吉田 7 9 1 0 8 2 6 - 4 2 - 5 6 1 8 0 8 2 6 - 4 2 - 2 1 3 0
広島県社会福祉協議会運営適正化委員会	所在地 電話番号 F A X	広島市南区比治山本町 1 2 - 2 0 8 2 - 2 5 4 - 3 4 1 9 0 8 2 - 5 6 9 - 6 1 6 1

※第三者評価の実施状況の有無について ( 有 ・  無 )

## 1 1. 虐待の防止及び身体的拘束を行う場合の内容・同意に関する事項

事業所は、利用者等の虐待を防止するための措置に関する事項を定め、管理者及び従業者による虐待を防止する取組みを図ることとします。

### (1) 利用者等の虐待を防止するための措置に関する事項

#### ア 組織運営の健全化

- ①社会福祉法人寿老園老人ホームの理念、経営方針、行動指針に沿って従事し、従業者間で共有します。
- ②従業者の職位・職種ごとの責任や役割を明確にし、全従業者に周知します。
- ③運営や在宅サービスの自己評価を年に 1 回実施し、その結果を事務所カウンターに設置し、利用者及びその家族等に公表します。

#### イ 従業者の負担やストレスへの対応

- ①作業マニュアルを作成し、従業者の負担の軽減を図ります。
- ②レークサイド土師安全衛生委員会を設置し、従業者のストレスの把握、悩み相談の体制の整備を行います。

・安全衛生委員会 委員長 レークサイド土師 園長

委 員 生活相談員・介護支援専門員・介護職員・看護職員・栄養士

- ・相談窓口設置 女性専用窓口 担当者 居宅主任  
男性専用窓口 担当者 特養相談員

ウ チームアプローチ、従業者間の連携

①ケアカンファレンスを実施し、個別ケア方針を決定し情報を共有し連携を図ります。

エ 虐待を防止するための対策を検討する虐待防止委員会の設置

①虐待防止委員会の委員

- ・園長・介護支援専門員・生活相談員・看護職員・介護職員等で構成します。
- ・委員の中から委員長を選任します。

②虐待防止委員会を2ヶ月に1回定期的に開催します。また必要時は随時開催します。

③委員会の検討結果について、全従業者に周知徹底します。

④虐待防止の指針を整備し、必要に応じて見直しを行います。

オ 職員倫理、法令遵守の意識の啓発

①職員倫理、法令遵守の内部研修会を年に1回実施します。

②法令遵守の外部研修会への参加の機会を確保し、積極的に参加させ、意識の向上を図ります。

カ ケアの質の向上

①介護技術の年間研修計画を作成し実施します。

②虐待防止及び身体的拘束廃止に関する内部研修会を年に1回実施します。

③認知症対応の内部研修会を年に1回実施します。

④虐待防止及び身体的拘束廃止、認知症対応の外部研修会への参加の機会を確保し、積極的に参加させ、意識の向上を図ります。

キ 虐待が疑われる事例を発見した場合の保険者等関係機関への報告

①虐待又は虐待が疑われる事例を発見した場合は、保険者等に通報報告することを全従業者に義務付けます。

2 利用者等に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束等を行う場合の要件等に関する事項を定め、身体的拘束等が緊急やむを得ない場合に限り行われるよう徹底を図ることとします。

(1) 身体的拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであり、当該事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく従業者一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、身体的拘束廃止に向けた意識をもち、身体的拘束等をしないケアの実施に努めることとします。

ア 介護保険指定基準の身体的拘束禁止の規定

①在宅サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束その他利用者の行動

を制限する行為を禁止します。

イ 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

①利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害等を理解した上で身体的拘束を行わないケアを提供することが原則です。しかしながら、以下の三つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行う場合があります。

I 切迫性：入所者本人又は他の入所者等の生命または身体等が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

II 非代替性：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替するケア方法がないこと。

III 一時性：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(2) 身体的拘束廃止に向けた体制

ア 身体拘束廃止委員会の設置

①設置の目的

I 事業所内での身体的拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討。

II 身体的拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き。

III 身体的拘束を実施した場合の解除の検討。

IV 身体的拘束廃止に関する従業者への指導。

②身体拘束廃止委員会の委員。

I 介護支援専門員・生活相談員・看護職員・介護職員で構成します。

II 委員の中から委員長を選任します。

③身体拘束廃止委員会の開催

I 2ヶ月に1回定期的に開催します。

II 必要時は随時開催します。

(3) やむを得ず身体的拘束を行う場合の手順

ア カンファレンスの実施。

①身体拘束廃止委員会を中心として、各関係部署の代表者が集まり、拘束による入所者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体的拘束を行うことを選択する前に、切迫性、非代替性、一時性の3要素の全てを満たしているかについて検討、確認を行います。

②身体的拘束を行うことを選択した場合は、拘束方法、場所、時間帯、期間等について検討し利用者本人及びその家族に対する説明書を作成します。

イ 利用者本人及びその家族に対しての説明

①身体的拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

②身体的拘束は、利用者本人又はその家族の同意を得たうえで実施します。

③身体的拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者本人、その家族と行っている内容と方向性、利用者の状況などを確認し同

意を得た上で実施します。

#### ウ 記録と再検討

- ①身体的拘束に関する記録は、専用の様式を用いて、その内容・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。
- ②身体的拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。
- ③その記録は 5 年間保存し、行政担当部局の指導監査等が行われる際に提示できるようにします。
- ④身体的拘束の経過についての説明を行い記録します。

#### エ 身体的拘束の解除

- ①記録と、再検討の結果、身体的拘束を継続する必要性がなくなった場合には、速やかに身体的拘束を解除します。
- ②解除する場合には、利用者及びその家族に説明報告します。
- ③妥当性の検討を行い記録します。

#### (4) 身体的拘束・改善のための従業者教育、研修

ア 全ての従業者に対して、身体的拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、従業者の教育を行います。

- ①定期的な教育・研修の実施。
- ②新任従業者に対する身体的拘束廃止・改善のための研修の実施。
- ③その他必要な教育・研修の実施。

### 3 利用者等の人権擁護、虐待防止等の責任者

(1) 責任者 社会福祉法人寿老園老人ホーム レークサイド土師 園長

## 1 2. ハラスメント（セクハラ・パワハラ・カスハラ等）の防止に関する事項

事業所は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えるものにより従業員の職場環境が害されることを防止するためにハラスメントを防止するための従業員に対する研修を実施し、相談窓口の設置(苦情相談窓口と同じ)とその周知を図ります。

## 1 3. 個人情報使用に係る同意について

(1) 個人情報については、下記に記載することにより必要最小限の範囲内で使用することとします。

### ①使用する目的

ア 内部での利用

I ご契約者等に関する居宅介護支援サービス

## II 介護保険事務

### III 居宅介護支援サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち、

- ・利用開始時間、利用終了時間の管理
- ・会計・経理
- ・事故等の報告
- ・当該ご契約者の居宅介護支援サービスの向上

## イ 他の事業者等への情報提供

### I 事業所等が利用者等に提供する介護サービスのうち、

- ・当該ご契約者に居宅サービスを提供する居宅介護サービス事業者との連携（サービス担当者会議等）照会
- ・その他の業務委託、ご家族等への心身の状況説明

### II 介護保険事務のうち、

- ・保険事務の委託
- ・審査支払機関(国保連合会等)へのレセプトの提出
- ・審査支払機関(国保連合会等)又は、保険者からの照会への回答

### III 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

## ウ 上記以外の利用

### I 介護関係事業者の管理運営業務のうち、

- ・居宅介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料（ヒヤリ・ハット・事故報告書等）
- ・事業所内にて行われる学生等の実習への協力
- ・事業所内にて行うケース研究

尚、上記の利用についてもご契約者の意志に反する場合は、その申し出さえあれば、利用することはありません。その場合も、従来と変わらず適切な居宅介護支援サービスを受けられることは変わりありません。

## ②利用範囲

### ア 介護保険法で義務として明記されているもの

#### I サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等

#### II 居宅介護支援事業者等との連携

#### III ご契約者が偽りの他不正な行為によって、保険給付を受けている場合等の市町村への通知

#### IV ご契約者に病状の急変が生じた場合の主治医への連絡等

### イ 行政機関等への対応として義務づけられているもの

#### I 市町村による文書等提出の要求への対応

#### II 厚生労働大臣又は都道府県知事による報告命令、帳簿書類等の提示命令等への対応

Ⅲ都道府県知事による立入検査等への対応

Ⅳ市町村が行うご契約者からの苦情に関する調査への協力等

Ⅴ事故発生時の市町村への連絡

③使用する期間

ア 契約日から契約終了時までとします

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面（重要事項説明書）に基づき重要事項及び個人情報の使用に係る説明を行いました。

レークサイド土師居宅介護支援事業所

管理者 石川 真美江

説明者職名 介護支援専門員 氏名 \_\_\_\_\_

私は、本書面（重要事項説明書）に基づいて事業者から重要事項及び個人情報の使用に係る説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始及び個人情報の使用に同意いたします。

利用者住所 安芸高田市 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

利用者代表家族住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. サービス提供における事業者の義務（契約書第 12 条、第 13 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から 5 年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

### 2. 損害賠償について（契約書第 14 条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

### 3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第 2 条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 15 条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立もしくは要支援 1・2 と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設又は認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）、地域密着型介護老人福祉施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑧事業所から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

**(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 16 条、第 17 条参照）**

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合</li><li>② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合</li><li>③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合</li><li>④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合</li></ul> |
|--|

**(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 18 条参照）**

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① ご契約者が、長期入院等により 3 ヶ月以上にわたり居宅介護支援サービスを利用することがなく、なお利用する見込みがない場合</li><li>② ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li><li>③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li></ul> |
|--|

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について

① 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 26.6 %  
 通所介護 60.4 %  
 地域密着型通所介護 3.8 %  
 福祉用具貸与 68.1 %

② 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	レークサイド土師 訪問介護事業所 91%	安芸高田市社会福祉 協議会訪問介護吉田 事業所 12%	JA ひろしま安芸高田 訪問介護事業所 8%
通所介護	レークサイド土師 通所介護事業所 68%	デイサービスセンタ ー幸せ物語八千代 22%	吉川医院デイサービ スセンター 11%
地域密着型通所介護	デイサービスセンタ ー 清風会 もみじ 71%	通所介護事業所吉田 29%	
福祉用具貸与	日本基準寝具(株)エコ ール事業部 43%	深川医療器(株) 26%	安芸高田市社会福祉 協議会福祉用具貸与 事業所 21%